

令和 8 年度 浦安市まちづくり活動補助金事業 募集要項

〈募集期間〉

令和 7 年 8 月 1 日（金）～令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 5 時

【問合せ】

浦安市 市民経済部 市民参加推進課

電話：047-712-6059

メール：shiminsanka@city.urayasu.lg.jp

目次

1	制度の目的	P 1
2	補助対象事業	P 1
3	応募資格	P 2
4	交付決定について	P 2
5	補助対象経費	P 3
6	応募方法	P 5
7	手続の流れとスケジュール	P 6
8	選定方法	P 7
9	情報公開と個人情報保護	P 7
10	Q & A	P 8
11	計画書・予算書記載例	P10

1 制度の目的

まちづくり活動補助金制度は、地域課題・行政課題を解決するために、まちづくり活動団体等から事業を募集し、市とまちづくり活動団体が連携及び協力して実施する事業を補助する制度です。

※まちづくり活動団体とは

- ①**市民活動団体**: 特定のテーマ分野での公益的活動を担うNPO団体やボランティア活動団体等
- ②**地域活動団体**: 特定の地域での公益的活動を担う自治会や子ども会・ベシニア浦安・PTA・マンション管理組合等
- ③**法人市民団体**: 営利を目的としない公益的活動を担う民間企業や大学等の公益法人団体等

2 補助対象事業

事業実施期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日

(1) 種類

	一般提案部門	行政提案部門（今年度は募集なし）
内容	まちづくり活動団体が自由にテーマを設定し、事業提案を行う事業	市がまちづくり活動団体や企業、大学等と連携して取り組みたい事業についてテーマ設定を行い、団体がテーマに沿った事業提案を行う事業
補助金額	1事業につき300万円以内	
補助率	補助対象経費総額×100%	
交付回数	1団体につき連続3年度（3回）まで	

※2種類のうちいずれかを、年度内に1団体1事業のみ実施可能

※実際の交付上限額の計算方法と例

以下いずれかで最も小さい額

- ・補助対象経費総額-自主財源（自己資金、事業収入、民間等助成金、寄附金）…… A
- ・上限額300万円 …………… B

例）補助対象経費総額：320万円、自主財源：40万円

A=320万円-40万円=280万円、B=300万円

→この場合Aの280万円が補助金額となります。

(2) 要件（以下を全て満たすこと）

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施されること。
- ② 市から他に補助金等を受けていないこと。
- ③ 団体の経常的な活動や運営に対するもの、まちづくり活動に含まない活動（政治・宗教・営利目的の活動、選挙に関する活動、共益的・互助的な活動）ではないこと。
- ④ 事業の大部分について、既に市から財政的支援を受けているものではないこと。
- ⑤ 不特定多数のものの利益の増進に寄与するものであること。

3 応募資格

応募時点で以下の要件をすべて満たす団体とします。

- ① 定款、規約、会則等を有すること。
- ② 適切な会計（決算）処理が行われていること。
- ③ 団体設立から、原則1年以上経過していること。
- ④ 団体の代表者・事業責任者・役員が浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会の委員になっていないこと。
- ⑤ 暴力団もしくはその統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動（選挙活動を含む。以下同じ。）を主たる目的としている団体ではないこと。
- ⑦ 市税を滞納していないこと（該当する団体のみ）。

4 交付決定について

応募のあった事業については、「浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会」で選定を行い、市が補助対象候補事業を決定します。

その後、次年度予算が市議会（3月）の承認を経た後に、成立した予算の範囲内で交付申請書を提出していただき、交付を決定する予定です。

5 補助対象経費

対象となる経費は、以下のとおり事業を実施するために必要な経費であり、領収書等により支出が確認できるものとなります。

項目	内容	対象外経費
人件費 ※次頁参照	事業実施に関わるスタッフの費用	団体運営に係る人件費
報償費	講師・指導者等に支払う謝礼金等	
交通費等	講師・指導者等や団体スタッフの交通費及び研修参加費	
消耗品費	資料の材料費、事業実施に必要な食材費や燃料代等	打合せ、会議、講演会などの際の飲食費
印刷製本費	会議資料やパンフレット等の印刷製本費	
通信運搬費	郵送料や備品等を運搬するための経費	補助対象事業以外に使用する部分と明確に区別できない電話・FAX 料金等
保険料	損害賠償・傷害保険等	
使用料	会議室や施設の使用料、車両等の借用料	
委託料	事業の一部であり、事業の実施に必要不可欠と認められる委託料	再委託など、事業の全面的な内容の委託や必要不可欠と認められない委託料
備品購入費	その性質・形状を変えることなく使用に耐えるもの ※単価が5万円以上のもの ※計上できるのは、取得価額を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づく減価償却資産の耐用年数で割った額のみ ※計上できる上限額は、補助金額の50%か100万円のいずれか低い額 ※積算根拠の分かる見積書（10万円以上は2社以上）を提出してください。	
その他	事業実施に必要な経費	

- ・ 団体運営に係る経費
- ・ 公的資金を支出する事業として、社会通年上、適切と認められない経費
- ・ 当該事業に直接必要と判断しかねる経費
- ・ 領収書等により支出が確認できない経費

【人件費の積算にあたって】

人件費の単価（時給）については、下表を基本として積算してください。

区分	職種内容	基本額（時給）	備考
一般職	事務職員・作業員・専門的知識や技能を必要としない簡易な業務	1,076 円～1,263 円	事業内容や職責等により、諸手当・法定福利費を計上する場合は、必要な額を加算できます。
専門職	専門的知識や技能を必要とする業務	1,076 円～2,400 円	

- ※ 1 一般職・専門職ともに諸手当を加算しない場合は、基本額以内の額で積算してください。
- ※ 2 諸手当とは、事業責任者や管理者等、職責に応じ加算が必要な手当を指します。
- ※ 3 専門職の基本額については、市で定めた専門職の賃金単価の額を上限とします。
- ※ 4 スタッフへ実費弁償・謝礼金等として支払う場合については、社会通念上適切と思われる額で積算してください。
- ※ 5 積算した人件費について、根拠となる資料の提出又は提示を求める場合があります。
- ※ 6 基本額の下限については、千葉県最低賃金（令和 6 年 10 月 1 日改定）の額で設定しています。

●主な専門職の賃金単価の上限

職種	単価（時給）	職種	単価（時給）
保育士	～1,560 円	看護師	～1,702 円
介護支援専門員	～1,686 円	心理療法士、言語聴覚士 理学療法士、作業療法士	～2,400 円
社会福祉士	～1,651 円		
保健師	～1,743 円	外国人相談アドバイザー	～2,470 円

※上表にない職種を積算する場合は、お問い合わせください。

6 応募方法

(1) 提出書類

要否	書類	様式
必須	① 計画書	指定様式
	② 予算書	※市 HP「まちづくり活動補助金制度」よりダウンロード
	③ 団体概要書	
	④ 定款、規約、会則等	任意様式
	⑤ 会員名簿（役職名入）	
	⑥ 前年度活動報告書	
	⑦ 前年度収支計算書	
	⑧ 市税の完納証明書（該当する団体のみ）	
任意	⑨ 参考資料 ※写真や会報など活動内容が分かるもの ※会報や報告書などの冊子の場合は、必要な箇所 だけ抜粋してください。 ※A4 サイズ 8 ページ以内	任意様式

(2) 提出期限

令和 7 年 9 月 1 日（月） 午後 5 時必着

(3) 提出先・方法

市民参加推進課へメールにて提出してください。

メールアドレス：shiminsanka@city.urayasu.lg.jp

※事業提案に向けた相談は年間を通じて受け付けていますので、提案を考えている団体は、事前にご相談ください。

7 手続の流れとスケジュール

令和 7年度	8月1日 ～9月1日	・応募書類の受付 申し込み方法や書類の書き方等、ご不明な点は市民参加推進課へお問い合わせください。
	9月～10月	・書類等の確認・事業内容に関する質問 応募資格や書類の記載事項の確認を行い、事業内容に関する質問を行います。
	12月	・補助金選定委員会による選定 応募事業について、公開プレゼンテーションを行い、浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会により、補助対象候補事業の選定を行います。 ・補助対象候補事業の決定 選定委員会による選定結果を受け、市が補助対象候補事業を決定します。
	3月	・提案団体と連携課の協議・協定書の締結 提案団体と担当課が事業を実施する際の目的やルール、役割分担等を確認しながら、協定書を締結します。 ・市議会の予算審議 市議会の予算審議を受け、新年度の予算が成立します。 ※補助金額は予算の範囲内での交付
令和 8年度	4月	事業実施 令和8年4月1日～令和9年3月31日 ・補助金交付申請書の提出 補助金交付申請書を提出していただき、その後、市からの決定通知を発送します。また、希望する場合は補助金の概算払交付請求書を提出することができます。
	3月	・事業報告書の提出 事業終了後速やかに事業報告書及び交付事業決算書（領収書の原本添付）を提出していただきます。 ・補助金の精算手続 提出された事業報告書を基に補助金の精算手続を行います。 ※補助金額が交付決定額より少なくなった際、確定払いの場合は、事業終了後に確定した額で請求していただき、既に概算払いによる交付を受けている場合は、差額を返金していただきます。

8 選定方法

以下の採点項目・選定基準により、浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会で、採点・選定を行い、市が補助対象候補事業を決定します。

(1) 採点項目

採点項目		配点
公益性	市民ニーズを的確に捉え、地域課題の解決に寄与するか	10
実行性	主体的かつ計画的に実行されるか	10
独自性	団体の特性を活かすなど、創意工夫はあるか	10
連携の適格性	市と団体の役割分担は適切であるか	10
連携の有効性	市と団体がそれぞれ単独で実施するよりも効果的であるか	10
波及効果	他のまちづくり活動団体の活性化につながるか	10
効率性	行政サービスの質の向上、市の守備範囲の見直し等、行政機能の効率化につながるか	10
費用対効果	費用と事業内容のバランスがとれているか	10
合計		80

(2) 選定基準

採点結果より、以下のいずれかの選定基準を満たす事業から補助対象候補事業を市が決定する。

- ・総得点が満点（採点委員分）の70%以上の場合
- ・総得点が満点（採点委員分）の60%以上70%未満で、採点委員の6割以上が70%以上の採点をした場合

9 情報公開と個人情報保護

応募書類と実施事業に関する書類は全て情報公開の対象となります。

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な処置を講ずることとします。

10 Q&A

● 応募資格について

Q 1 個人でも応募できるのか。また、少人数の団体でも応募できるのか。

A 1 当制度は「市民参加」ではなく、市との連携及び協力が前提となるため、執行体制等の組織性が必要となることから、個人は対象外とします。

また、少人数であっても応募の要件を満たす「まちづくり活動団体」であれば応募することができます。

Q 2 市外の団体は応募できるのか。

A 2 市外に本部や拠点等がある場合でも、応募可能です。

ただし、浦安市の行政課題や地域課題を解決するために団体と市が連携及び協力して進める事業であることが要件となります。

Q 3 団体設立から1年未満の団体は、どうしても応募できないのか。

A 3 応募の時点で、団体設立から原則1年以上経過していることを条件としていますが、それと同等の実績やノウハウを有すると認められれば、応募することが可能です。

Q 4 複数の団体で共同して提案することはできるのか。

A 4 共同する団体が、それぞれ応募に必要な要件を満たしていれば応募可能です。

なお、共同で提案する場合、その構成員となっている団体は、別事業での提案ができませんのでご注意ください。

● 対象事業について

Q 5 市から補助金を受けている団体が、新たな事業を提案できるのか。

A 5 新たに提案しようとする事業に対して、市からの補助金が交付されていなければ、提案することは可能です。（国や県の補助金、民間の助成金との併用は可能。）

また、運営費補助金を受けている団体であっても、新たに提案しようとする事業が運営費補助金の対象外であれば提案することができます。

Q 6 市の既存事業を提案することはできるのか。

A 6 市の既存事業には、その事業内容や形態から団体との連携には適さないと思われる事業があり、その場合には、補助対象とならない場合があります。既に市と連携により実施している事業については、事業の効率性等を考えた場合、担当課と直接調整することが望ましいので、本制度の対象外とします。

Q 7 当初の年度を含めて連続3年度を限度として事業を実施することができるとは。

A 7 事業期間は、単年度を原則としますが、初年度に交付決定を受けた事業について、次年度も引き続き提案があった場合は、市長が継続する必要があると認めた場合に限り、当初の年度を含めて3年度を限度として引き続き実施することができます。

● 経費について

Q 8 団体が通常の活動をしている事務所を使用する場合の家賃、水道光熱費等の一部は対象経費となるのか。

A 8 対象となる経費は、当該事業の実施に直接必要な経費であり、団体運営に係る事務所等の家賃及び水道光熱費等は、按分したとしても認められません。

Q 9 備品購入費の算出方法は。

A 9 備品購入費については、備品の取得価格及び減価償却資産の耐用年数（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）を基に算出してください。

例) 5 万円のカメラを購入する場合

5 万円（取得価額）÷ 5 年（耐用年数）＝ 1 万円

※予算書においては補助対象経費として 1 万円を計上してください。なお、中古品に関しても同様に算出してください。

Q 10 実際の事業経費が申請時の交付決定額を超えてしまった場合、不足分は市が負担してくれるのか。

A 10 交付決定額が上限となるため、実際に要した経費が交付決定額を上回ったとしても、市は不足分の負担はいたしません。

Q 11 提案後または補助対象候補事業の決定後に、計画内容が変わることはあるのか。

A 11 提案後に市の担当課とのヒアリングを行っていただき計画内容の修正を求める場合があります。

また、補助対象候補事業の決定後に市の担当課と協議を行った結果、提案した事業内容が変更となる場合は、申請した経費が補助対象として認められない場合があります。

11 計画書・予算書記載例

令和8年度浦安市まちづくり活動補助金事業 計画書

1 基本情報

部門	一般提案部門		
事業名			
団体名 (連携課)	〇〇公園を育む会 (〇〇課)		
支出予算額	円	補助金額	円

2 解決したい地域課題・事業目的

〇〇公園は、草木の手入れもなく、鬱蒼としている。園内のトイレも汚く、また、家庭ゴミも勝手に捨てられるなどの状態で、近隣住民からも自治会に苦情が寄せられている。
 〇〇公園の美化活動をし、衛生的で過ごしやすいまちづくりに努める。

3 事業概要

対象者 ※本事業により恩恵を受ける者	〇〇地域の市民	
対象者見込数	5 万人	
場所	〇〇公園	
内容 ※「いつ、どこで、誰を対象に、何を、どのように」がわかるよう明確かつ簡潔に		
公園利用者のモラル向上や地域に親しまれる公園にすることを目的に、近隣住民で組織する会で、公園内の清掃や花壇の手入れなどの緑化・美化活動を行い、いつもきれいで緑いっぱいの公園にする。		
〇月から〇月には月 1 回、〇〇公園で公園美化に関する啓発イベントを実施する。		
役割分担	団体	連携課
	・公園内の清掃 ・植栽の手入れ(水やり、草とりなど)	・広報関係 ・用具貸出し、資材の支給

4 スケジュール

※事業・作業内容、場所、参加者数等を可能な限り詳細に記載してください。

月	内容	場所・参加者数等
4	・土の入替 ※通年で水やり、雑草とり、トイレ清掃、行政との打ち合わせ	・〇〇公園/スタッフ 10人
5	・苗植え ・自然観察会	・〇〇公園/スタッフ5 人、参加者20人
6	・〇〇教室	・〇〇公民館/スタッフ 5人、参加者20人
7	・自然観察会	・〇〇公園/スタッフ5 人、参加者20人
8	・〇〇体験プログラム	・〇〇公民館/スタッフ 10人、参加者50人
9	・自然観察会	・〇〇公園/スタッフ5 人、参加者20人
10	・〇〇教室	・〇〇公民館/スタッフ 5人、参加者20人
11	・〇〇体験プログラム	・〇〇公園/スタッフ 20人、参加者50人
12	・〇〇イベント	・〇〇公園/スタッフ 20人、参加者200人
1	・〇〇教室	・〇〇公民館/スタッフ 5人、参加者20人
2	・〇〇体験プログラム	・〇〇公園/スタッフ 20人、参加者40人
3	・自然観察会	・〇〇公園/スタッフ5 人、参加者20人

5 事業効果

衛生的な問題の解消や、公園を利用する市民の美化意識の高揚や、活動することによる地域コミュニティが形成される。

また、地域活動の利用者の増加により、防犯効果などが期待される。

令和8年度浦安市まちづくり活動補助金事業 予算書

記載例

※記載箇所：

←この色のセルのみ入力可能です。

※セル内で改行するときは、Altキーを押しながらEnterキーを押してください。

※各項目において行を追加するときは、挿入したい箇所の左端の行番号を右クリックし「挿入」を選択してください。

事業名	
団体名	

○収入

経費項目	予算額	説明	積算			
			単価（税込）	数量	単位	金額
自己資金	小計	会費	400円	100	人	40,000円
	43,000円	団体からの繰入金	3,000円	1	式	3,000円
事業収入	小計	講座参加費（1回分）	300円	30	人	9,000円
	17,000円	〇〇の販売	200円	40	人	8,000円
						円
民間等助成金	小計					円
	円					円
寄附金	小計					円
	円					円
まちづくり活動補助金	1,020,000円					
合計	1,080,000円					

○支出

経費項目	予算額	説明	積算			
			単価（税込）	数量	単位	金額
人件費	小計	事務責任者（運営管理・会計他） （1,100円×3時間×100日）	330,000円	1	人	330,000円
		事務員（HP・資料作成） （1,000円×3時間×100日）	300,000円	1	人	300,000円
	630,000円					円
報償費	小計	講師謝礼（2回）	30,000円	2	人	60,000円
						円
	60,000円					円
交通費等	小計	講師交通費（新宿駅～浦安駅）（往復）	600円	2	人	1,200円
						円
	1,200円					円
消耗品費	小計	チラシ用印刷用紙（1,000枚/束）	1,000円	5	束	5,000円
		セミナー用模造紙	100円	28	枚	2,800円
		材料	40,000円	1	式	40,000円
	97,800円	インク代	5,000円	10	個	50,000円
印刷製本費	小計	パンフレット作製（10頁×500部）	10円	5,000	頁	50,000円
						円
	50,000円					円
通信運搬費	小計	インターネット回線使用料	8,000円	12	か月	96,000円
						円
	96,000円					円
保険料	小計	ボランティア保険料	1,000円	20	人	20,000円
						円
	20,000円					円
使用料	小計	会場使用料	1,000円	5	回	5,000円
						円
	5,000円					円
委託料	小計	園内廃棄物処分委託	100,000円	1	式	100,000円
						円
	100,000円					円
備品購入費	小計	大型プリンター（取得価額10万円、耐用年数5年）	20,000円	1	台	20,000円
	20,000円					円
その他	小計					円
	円					円
合計	1,080,000円					